

山鹿市民医療センターの器械備品購入について、次のとおり一般競争入札（以下「競争入札」という。）を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び山鹿市病院事業会計規程（平成 22 年山鹿市病院事業管理規程第 8 号）第 198 条の規定に基づき公告します。

平成 30 年 11 月 9 日

山鹿市病院事業管理者 豊 永 政 和

第 1 競争入札に付する事項

購 入 番 号	H30-017 号
購入器械備品名	超音波診断装置
納 入 場 所	山鹿市山鹿 5 1 1 番地 山鹿市民医療センター
納 入 期 限	平成 31 年 1 月 31 日
最低制限価格	なし

第 2 競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）に関する事項
次に掲げる条件をすべて満たしているものであること。

- 1 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- 2 熊本県内に営業所以上を設けている者
- 3 平成 23 年度以降、器械備品の購入契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した実績があること。

第 3 競争参加資格の確認

- 1 本競争入札に参加を希望する者は、4 の（1）に定める期間内に競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。
- 2 期限までに申請書及び資料を提出しない者及び競争参加資格なしと確認された者は、本競争入札に参加することができない。
- 3 申請書及び資料の作成等
 - （1）申請書は、様式第 1 号により作成すること。
 - （2）資料は、次により作成すること。

ア 納入実績

第 2 の 3 に掲げる資格の有無を判断できる同種の器械備品の納入実績を任意様式により作成すること。

イ その他

本社から権限を委任する場合はその委任状を提出すること。

4 申請書及び資料の受付

申請書及び資料は、次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

平成 30 年 11 月 9 日（金）から平成 30 年 11 月 19 日（月）まで。

ただし、土曜日、日曜日を除く。

(2) 受付時間及び場所

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、正午から午後 1 時までの間を除き、最終日（11 月 19 日）は午前 8 時 30 分から午前 10 時までとする。

山鹿市山鹿 5 1 1 番地 山鹿市民医療センター事務部経営管理課

(3) その他

ア 受付事務を確実にを行うため、申請日時を事前に連絡すること。

イ 申請書及び資料は持参するものとし、郵送及び電送によるものは受け付けない。

ウ 受け付けた書類に明らかに不備がある場合は、再提出を求め、期限内に提出しない場合は不受理とする。

5 その他

(1) 資料の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出された資料は、返却しない。

(3) 提出期限以降における申請書又は資料の差替え及び再提出は認めない。

(4) 資料提出に関する問合せ先

山鹿市民医療センター事務部経営管理課 電話 0968-44-2185

6 資格確認結果の通知

競争参加資格の確認の結果は、平成 30 年 11 月 19 日（月）に競争参加資格確認通知書を発送する。

第 4 仕様書及び本公告の様式（以下「仕様書等」という。）の配布

仕様書等は、次のとおり配布する。

1 配布期間

平成 30 年 11 月 9 日（金）から平成 30 年 11 月 19 日（月）まで。

ただし、土曜日、日曜日を除く。

2 配布時間及び場所

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、正午から午後 1 時までの間を除く。

山鹿市山鹿 5 1 1 番地 山鹿市民医療センター事務部経営管理課

第 5 競争入札の執行

競争入札は、次のとおり執行する。

1 日 時 平成 30 年 11 月 22 日（木） 午前 10 時 30 分

2 場 所 山鹿市山鹿 5 1 1 番地 山鹿市民医療センター 医療研修センター

3 その他

競争入札の執行に当たっては、本件競争入札参加資格確認通知書を持参すること。

第6 入札方法等

- 1 入札は、入札書を持参して行う。

なお、代理人が出席して入札する場合は、代表者からの委任状を入札時に提出すること。
(副代理人も含む)

- 2 入札書に金額、内訳に契約希望金額を記載する。

- 3 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 4 入札心得、その他関係規定を熟知のうえ入札すること。

第7 入札保証金

入札保証金は、免除する。

第8 開 札

開札は、第5に掲げる日時及び場所において、入札者を立ち合わせて行う。ただし、入札者が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

第9 入札の無効

- 1 競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者の入札及び入札心得に違反した入札は無効とする。
- 2 競争参加資格が確認された者であっても、入札時点において第2に規定する競争参加資格を有しなくなった者のした入札は無効とする。

第10 入札の延期等

次のいずれかに該当する場合、入札の延期、中止、取消しをすることがある。

- 1 天災、地変等により入札の執行が困難なとき。
- 2 入札が適正に行われないおそれ又は行われなかったおそれがあると認めるとき。
- 3 その他やむを得ない事情が生じたとき。

第11 その他

その他詳細不明の点については、山鹿市民医療センター事務部経営管理課に照会すること。